

議案第75号

北名古屋市遺児手当支給条例の一部改正について

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市遺児手当支給条例（平成18年北名古屋市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。